

あ行

- No. 1 うがん
右岸
- 河川を上流から下流(すなわち川の流れる方向)に向かって眺めたときの右側のこと。
- No. 2 えっすい
越水
- 増水した河川の水が堤防([No.56](#))の高さを越えてあふれ出す状態のことで、あふれた水が堤防の裏法(市街地側の斜面)を削り、破堤([No.63](#))を引き起こすことがあります。
- No. 3 おおあめけいほう
大雨 警報
- 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される警報のこと。
- No. 4 おおあめちゅういほう
大雨 注意報
- 大雨が原因となる浸水によって、災害が起こるおそれのある場合に発表される注意報のこと。
- No. 5 おおあめとくべつけいほう
大雨 特別 警報
- 台風や集中豪雨([No.32](#))により数十年に一度の大雨が予想される場合で、特に土砂災害に警戒すべきときに発表される特別警報のこと。
- No. 6 おくないあんぜんかくほ
屋内 安全 確保
- ハザードマップを確認し、住民自らの判断で氾濫([No.64](#))しても浸水しない安全な高さの居室に移動したり留まるなどして、安全を確保すること。

か行

- No. 7 ^{かせん}
河川 カメラ (ライブカメラ)
リアルタイムで河川の状況を撮影したカメラ画像のこと。
- No. 8 ^{かていないびちく}
家庭内 備蓄
ライフライン(No.82)が途絶えても家で避難生活をする事ができる防災用品のこと。
- No. 9 ^{かどうへいそく}
河道 閉塞
大雨や地震などで崩れた土砂が、河川の流れをせき止めること。河川をせき止めていた土石等が一気に崩れると、土石流が発生し、下流に被害が発生することがあります。
- No. 10 ^{かんそくかいしすい}
観測 開始 水位
短い間隔で観測を開始する水位(No.34)のこと。
- No. 11 ^{ききかんりがたすいけいきよく}
危機 管理型 水位計局
洪水(No.18)時の水位(No.34)観測に特化した低コストな水位計のことで、河川の水位が増水した時に自動的に作動し水位を観測します。
- No. 12 ^{きけんすい}
危険 水位
河川が氾濫(No.64)するおそれがある水位のこと。
- No. 13 ^{きしょうじょうほう}
気象 情報
気象庁の予報に係るある台風その他の異常気象等について、一般及び関係機関に対して具体的にすみやかに発表される情報のこと。

No. 14

きんきゅうあんぜんかくほ 緊急 安全 確保

以下の2つの意味があります。

- ① (避難情報として)「警戒レベル5」緊急安全確保は災害が発生・切迫した状況で、市民などに命の危険から少しでも身の安全を確保するよう指示するための福井市が発令する避難情報(No.76)のこと。
- ② (避難行動として)主に①の発令時など、安全な避難ができない可能性がある状況で命の危険から少しでも身の安全を確保するためにとる次善の行動のこと。

No. 15

けいかくこうすい 計画 高水位

河川の計画を立てるときの基本となる水位(No.34)や、川の堤防(No.56)工事などの基準で、堤防が完成した際に、その堤防が耐えられる最高の水位のこと。

No. 16

けっかい 決壊

堤防(No.56)が崩壊し、増水した河川の水が堤防から流れ出ること。

No. 17

けっそく 欠測

観測装置のメンテナンス、故障等により、データが取得できない状況のこと。

No. 18

こうずい 洪水

次の2つの意味があります。

- ① 大雨(No.32)により河川から水があふれて氾濫(No.64)すること(主に一般用語として使われます)。
- ② 大雨(No.32)により河川が増水すること(主に土木用語として使われます)。

No. 19 こうずいけいほう
洪水 警報

増水や氾濫(No.64)により重大な洪水(No.18)災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される気象警報(No.13)「警戒レベル 3 相当情報[洪水]」のこと。

No. 20 こうずい
洪水 シミュレーション

目標規模(概ね 10~150 年や1,000年に1回程度以上の確率で発生する降雨)の洪水(No.18)で仮に堤防(No.56)が決壊(No.16)するとした時に、氾濫により浸水する区域を数値的に模擬実験した結果のこと。

No. 21 こうずいしんすいそうていくいきず
洪水 浸水 想定 区域図

水防法(No.42)に基づき、法指定河川(法によって指定された河川)において、基本想定(計画規模降雨)と最大想定(想定最大規模降雨)により河川が氾濫(No.64)した場合に浸水が想定される区域を現した図のこと。

No. 22 こうずいちゅういほう
洪水 注意報

大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、河川の堤防(No.56)・ダムに損傷を与える等によって重大な災害が起こるおそれがある場合に発表する注意報のこと。

No. 23 こうずいよほう
洪水 予報

河川管理者と福井地方気象台が共同して、河川の水位(No.34)の予測を行うこと。
福井市内では、九頭竜川、日野川、足羽川の3河川の洪水予報が発表されます。

No. 24 こうれいしゃとうひなん
高齢者等 避難

警戒レベル3高齢者等避難は災害が発生するおそれがある状況で、高齢者や障がいのある方及びその支援者等に避難を促すために、市長が発令する避難情報(No.76)のこと。

No. 25

ざいたくひなん
在宅避難

災害が発生した時に、家族やご自身の身体にケガがなく、自宅に危険な損傷がない場合、多少不便であっても、自宅で避難生活を送ること。

No. 26

さがん
左岸

河川を上流から下流(すなわち川の流れる方向)に向かって眺めたときの左側のこと。

No. 27

じかんうりょう
時間雨量

60分間に降った雨量の合計のこと。

No. 28

じしゅぼうさいかつどう
自主防災活動

「自分の命は自分で守る。自分たちの地域は自分たちで守る。」ための地域住民による自主的な防災活動であり、住んでいる地域を住民、自らが主体的に「安全で住みやすい、災害につよいまち」にするための活動のこと。

No. 29

じしゅぼうさいそしき
自主防災組織

自治会などで地域住民が協力して、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを目的に、日ごろからさまざまな活動を行う組織のこと。

No. 30

しせん
支川

本川(No.80)に合流する河川のこと。また、本川の右岸側(No.1)に合流する支川を「右支川」、左岸側(No.26)に合流する支川を「左支川」と呼びます。

No. 31 じぼんだか
地盤高

現況の地盤の高さ(標高)のこと。標高とは、東京湾の平均海面を0mの基準面として、その基準面からの高さのことをいいます。

No. 32 しゅうちゅうごう
集中豪雨

同じような場所で数時間にわたり強く降り、100mmから数百mmの雨量をもたらす雨のこと。

No. 33 しんすいじっせき
浸水実績

過去に発生した水害([No.36](#))被害の範囲のこと。福井県が公表する「水害ハザード情報」の浸水実績データは、「水害統計書」の水害区域図(浸水被害の実態調査の結果)などの資料を基に作成されています。

No. 34 すい
水位

河川などの水面の位置を観測所ごとに設定した基準面からの高さで表した値のこと。

No. 35 すいいかんそくじょ
水位観測所

河川の水位を測るために設けられた場所のことで、洪水予報([No.23](#))はその河川の代表的な観測所(例:足羽川 九十九橋水位観測所)で観測された水位([No.34](#))の値を基準にして警報・注意報が発表されます。

No. 36 すいがい
水害

大雨や台風などの多量の降雨によって引き起こされる災害のこと。

No. 37 ^{すいがい} 水害 ^ず リスク 図

法指定河川（法で指定された河川）以外の県が管理する河川において、最大想定（想定最大規模降雨）および基本想定（計画規模降雨）により河川が氾濫（No.64）した場合に浸水が想定される区域を現した図のこと。

No. 38 ^{すいけい} 水系

同じ流域内にある本川（No.80）、支川（No.30）、派川（No.61）およびこれらに関連する湖沼のこと。その名称は、本川名をとって九頭竜川水系などという呼び方が用いられています。

No. 39 ^{すいちよくひなん} 垂直避難

切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること。

No. 40 ^{すいへいひなん} 水平避難

その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。または、居住地と異なる場所で生活を前提とし、避難所（No.75）等に長期間避難すること。

No. 41 ^{すいぼうだんたいきすい} 水防団 待機 水位 ^{つうほうすい} 水位 （通報 水位）

水防団（消防団）が水防活動を行うために、待機する目安となる水位（No.34）のこと。
（水防法（No.42）第12条第1項）

No. 42 ^{すいぼうほう} 水防法

「洪水（No.18）又は高潮（No.49）に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する」ことを目的とした法律のこと。

No. 43 せんじょうこうすいたい
線状 降水帯

次々と発生する発達した雨雲(積乱雲群)が数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される線状に伸びる強い降水をともなう雨域のこと。

No. 44 ぜんちょうげんしょう
前兆 現象

土砂災害の前に発生する、溪流や斜面などの日常とは異なる現象のこと。注意深く観察することで土砂災害の発生を早期に予測して避難に繋がる場合があります。

No. 45 そうりょう
総雨量

雨の降り始めから降り終わりまでの雨量の合計値のこと。

警報級の現象が5日先までに予想されるときに、気象庁がその可能性を高さに応じて[高]、[中]の2段階で伝える情報のこと。

① 2日先から5日先までの「早期注意情報（警報級の可能性）」

2日先から5日先までの「早期注意情報（警報級の可能性）」は、台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等が主な対象です。

[高]や[中]が発表されたときは、心構えを早めに高めて、これから発表される「台風情報」や「予告的な府県気象情報」の内容に十分留意する必要があります。

② 翌日までの「早期注意情報（警報級の可能性）」

翌日までの期間の「早期注意情報（警報級の可能性）」は、積乱雲や線状降水帯（No.43）などの小規模な現象に伴う大雨等から、台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象です。

[中]が発表されたときは、[高]ほど可能性が高くはありませんが、命に危険が及ぶような警報級の現象となり得ることを表しています。

[高]が発表されたときは、危険度が高まりつつあり、「警報に切り替える可能性が高い注意報」や「予告的な府県気象情報」がすでに発表されているか、まもなく発表されることを表しています。

出典：国土交通省 気象庁「気象庁が天気予報等で用いる予報用語」
国土交通省 「早期注意情報（警報級の可能性）」

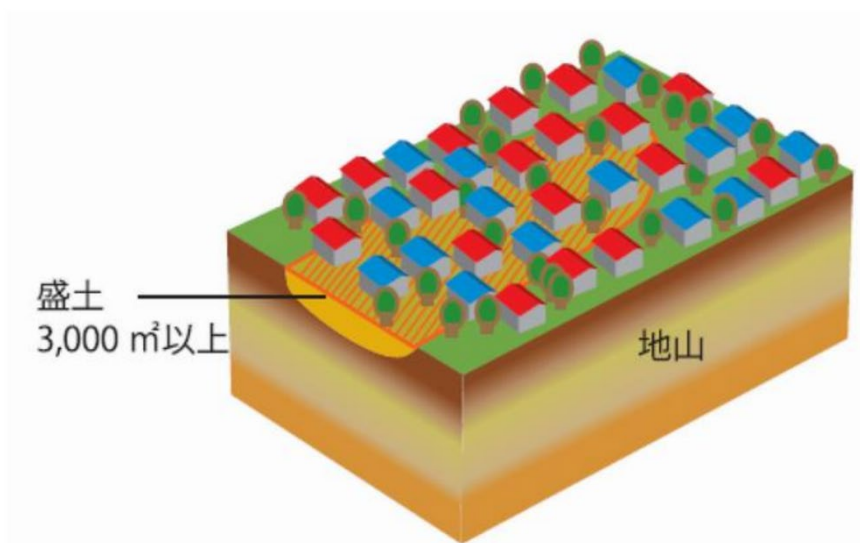
緊急時、周囲に避難を呼びかけつつ、自ら率先して避難すること。

No. 48

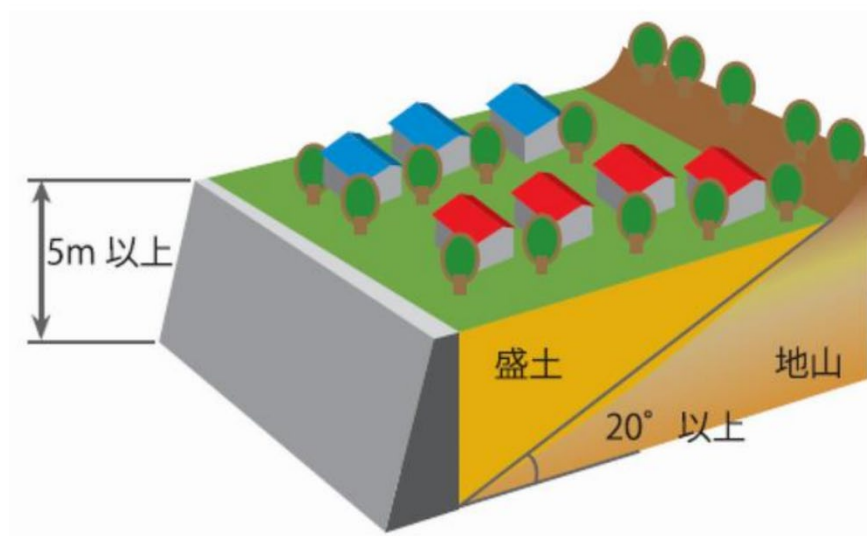
だいきほもりどぞうせいち
大規模盛土造成地

宅地を造成する際に、谷や沢を埋めた造成地又は傾斜地の上に腹付した造成地（盛土）のうち、大規模なものをいい、次の2種類があります。

- ① 谷埋め型：盛土の面積が3,000平方メートル以上



- ② 腹付け型：盛土をする前の地盤面の角度が20度以上、かつ盛土の高さ5メートル以上



- No. 49 ^{たかしお}
高潮
台風や低気圧の接近に伴い、潮位が通常よりも大きく上昇すること。
- No. 50 ^{たちの ひなん}
立退き避難
災害により危険な場所から安全な場所へ移動して避難すること。
- No. 51 ^{いけ}
ため池
降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のこと。
- No. 52 ^{ちいき}
地域コミュニティ
一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域課題の解決等、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している集団のこと。
- No. 53 ^{つなみ}
津波
海底で発生する地震で生じる大きな波のこと。海岸沿いの山体崩壊や海底地すべりで発生します。
- No. 54 ^{ていがいち}
堤外地
堤防(No.56)に挟まれて水が流れている側のこと。
- No. 55 ^{ていないち}
堤内地
堤防(No.56)によって洪水氾濫(No.64)から守られている住居や農地のある側のこと。

No. 56 ていぼう
堤防

計画高水位(No.15)以下の水位の流水を安全に流すため、山に接する場合などを除き、左岸(No.26)と右岸(No.1)に築造された構造物のこと。

No. 57 てんば
天端

堤防(No.56)の一番高い面のことで、道路として利用されている所もあります。

No. 58 どしゃさいがいけいかいじょうほう
土砂災害警戒情報

命に危険が及ぶような土砂災害がいつ発生してもおかしくない危険な状況のときに福井市から発表される警戒情報のこと。

No. 59 どしゃさいがいぼうしほう
土砂災害防止法

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとする法律のこと。

は行

No. 60

はいすいのうりょく
排水能力

側溝や排水路などの設備により排除することができる能力のこと。

No. 61

は せん
派川

本川(No.80)から分かれて流れる河川のこと。

No. 62

はっせいかくりつ
発生確率

洪水(No.18)時の発生頻度の表現方法の一つで、「何年に一度の割合で起こる洪水」というように使われます。正確には1年のうちに発生する確率のことを指しますが、便宜的に「何年に一度」という表現で使われます。

・1/50…50年に1度

・1/1000…1000年に1度

No. 63

は てい
破堤

堤防(No.56)が壊れ、増水した川の水が堤内地(No.55)に流れ出すこと。越水(No.2)などが、増水した河川の堤防において生じると、破堤を引き起こす原因となります。

No. 64

は ん ら ん
氾濫

洪水(No.18)で増水した河川の水が堤防(No.56)をこえて農地、市街地などへ流れ出すこと。

No. 65

は ん ら ん か い し す い い
氾濫開始水位

氾濫(No.64)が発生する水位(No.34)のこと。

No. 66 はんらんきけんじょうほう
氾濫危険情報

指定された河川において、河川からいつ水があふれ出してもおかしくない危険な状況のときに発表される情報のこと。

No. 67 はんらんきけんすいい きけんすいい
氾濫危険水位（危険水位）

氾濫(No.64)が起こるおそれがある水位(No.34)のことで、この水位に達すると、堤防(No.56)が危険な状態になり水があふれだす場所もあります。

No. 68 はんらんけいかいじょうほう
氾濫警戒情報

指定された河川において、川の増水により、今後氾濫(No.64)するおそれがあるときに気象庁から発表される警報のこと。

No. 69 はんらんちゅういじょうほう
氾濫注意情報

指定された河川において、川の増水により、氾濫(No.64)への注意を始める必要があるときに発表される注意情報のこと。

No. 70 はんらんちゅういすいい けいかいすいい
氾濫注意水位（警戒水位）

水害(No.36)に備えて水防団(消防団)が出動し、警戒にあたる目安となる水位(No.34)のこと。(水防法(No.42)第12条第2項)

No. 71 はんらんはっせいじょうほう
氾濫発生情報

指定された河川において、川の氾濫(No.64)が発生したことを知らせる情報のこと。

No. 72 ひじょうよう も だ ひん
非常用持ち出し品

家を離れて避難生活をするを考えて、いざというとき持ち出しもできる必要最小限の防災用品のこと。

No. 73 ひなんかくほけいかく
避難確保計画

水害(No.36)や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画のこと。

No. 74 ひなんしじ
避難指示

災害が発生するおそれが高まった状況で、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するよう指示するために、福井市が発令する避難情報(No.76)のこと。

No. 75 ひなんじよ
避難所

地震や洪水(No.18)等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方又は現に被害を受けるおそれのある方を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校、公民館等の建物のこと。

No. 76 ひなんじょうほう
避難情報

地震や台風、大雨、洪水(No.18)等の災害が発生したとき、またはそのおそれがあるときに市長から発表される情報のこと。福井市から発表される避難情報(No.76)は3種類(高齢者等避難(No.24)、避難指示(No.74)、緊急安全確保(No.14))あります。

No. 77 ひなんはんだんすいいとくべつけいかいすい
避難判断水位 (特別警戒水位)

住民の避難の目安となる水位(No.34)のことで、この水位に達すると避難が必要な場合があります。

No. 78 ほうさいぎょうせいむせん
防災行政無線

国及び地方公共団体(福井市)が非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的とする、無線による通信網のことで、災害時に有線回線が途絶した場合でも、使用することができます。

No. 79 ほうすいろ
放水路

洪水(No.18)による川の氾濫(No.64)を防ぐ方法の一つとして、川の途中から流れを他の川に移動させたり、直接海へ流したりする施設のことで、川のバイパスともいわれています。

No. 80 ほんせん
本川

流量(No.84)、長さ、流域の大きさなどが、もっとも重要と考えられる、あるいは最長の河川のこと。

や行

No. 81 ようはいりよしゃ
要配慮者

高齢者や乳幼児、障がい者、傷病者、外国人など災害から身を守ることに何らかの困難を抱え、周囲の支援が必要になる方のこと。

ら行

No. 82 ライフライン

生活に不可欠な電気・上下水道・ガス・通信などの供給路のこと。

No. 83 りゅういきめんせき
流域面積

地上に降った雨や雪解け水が河川に集まった自然の水路の広さのこと。

No. 84 りゅうりょう
流量

一定の時間内に川や水路の一つの断面を通過する流体の体積を表す値のこと。